

(仮称)利根町自治基本条例 町民の権利(素案)修正案

前回提出案	修正案A
<p>(町民の権利)</p> <p>第〇条 町民は、生命、自由及び幸福を追求する権利が保障されます。</p> <p>2 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利が保障されます。</p> <p>3 町民は、町政の情報を知る権利が保障されます。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第〇条 町民は、生命、自由及び幸福を追求する権利を<u>有します。</u></p> <p>2 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を<u>有します。</u></p> <p>3 町民は、町政の情報を知る権利を<u>有します。</u></p>
修正案B	修正案C
<p>(町民の権利)</p> <p>第〇条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利が保障されます。</p> <p>2 町民は、町政の情報を知る権利が保障されます。</p>	<p>(町民の権利)</p> <p>第〇条 町民は、生命、自由及び幸福を追求する権利が<u>最大限尊重</u>されます。</p> <p>2 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利が保障されます。</p> <p>3 町民は、町政の情報を知る権利が保障されます。</p>